

Title	中世末フランスの貨幣研究の諸前提
Sub Title	
Author	渡邊, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.6 (1956. 6) ,p.480(78)- 483(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19560601-0078
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560601-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ものではない筈である。國民所得にしても、貨幣の役割にしても、その利用に際しては、經濟計畫の目的を經濟學的にどんな條件であるか規定しておかなければならない。にもかかわらず平竹氏は餘りにもスターリンを信頼しすぎたようである。

更に言わせてもらうなら、本書において氏が博引傍證された諸論文のうち、その引用が該論文の中心點でなく、論文中の片言隻句にすぎないものも含まれていることは残念である。

總じて以上の缺陷を考慮して本書を一讀するなら、ソヴィエト研究の一里塚として本書のもつ價值は決して低いものではない。(昭和三十年十月刊 A5 四〇〇頁 五五〇圓 東洋經濟新報社)

(加藤 寛)

中世末フランスの 賃銀研究の諸前提

中世後期を過渡期としてでなく、轉換期として捉えることを主張する業績がある。この立場は、黒死病による人口の減少に注目し、その影響で經濟構造に重大な變化が起つたという觀點から、十四・五世紀をヨーロッパ史における決定的轉期と看做すものであつた。一般に高賃銀がこの時期の特徴であり、生産規模の縮小と比較にならない程に極端な勞働力の減少によつて説明していた。例えばロジヤーズ説。そして従來まで、價格と賃銀を上昇させる二つの要素と

して、黒死病とこれに續く流行病による勞働市場の涸渇、通貨の品位低下を強調し、中世後期は農業勞働者の黄金時代であり、農産物が低價であつたにも拘わらず、高賃銀を得ていたと考え、各國における特殊事情を顧慮することなく長くヨーロッパの全部に一樣に妥當するものとされた。

これに對しペロワ氏は、近着の『經濟史評論』一九五五年十二月號の「經濟史における新説欄」で反論を述べる。曰く、なるほど「フランスもイギリスも人口と生産の二重の低下を示した」。しかし「この二つの現象の相對的重要性は兩國において異なつて」おり、「イギリスでは、人口の減少が生産の低下よりも激しく、従つて通説の如く、「賃銀は上昇した」と考へて差支えない。他方フランスでは、「戦争と未だに不明な他の要素による經濟の崩壊が餘りにも完全で、人口よりも激しく生産を制限し」、「人口における非常な減少にも拘わらず、經濟規模の著しい縮小は賃銀を低くした」と見るべきである。「賃銀は商工業が衰退していたため低く」、「低賃銀は購買力の小なることを意味し、次いで製品の産出の少ないことを意味した」。「過剰生産による價格の一層の低下を避けるため、自治體の内規はすべての主要な工業における生産を制限すべく試みた。低い生産は雇傭の少ないことを意味し、利用し得る勞働者が絶對數において小となつたにも拘わらず、低い賃銀を意味した」と。従つて勞働者黄金時代といふことは、「フランスの農業勞働者についてはいい得ないし、都市の賃銀勞働者については尙更である」。フランス中世末の勞働者について以上の如き斷定が理論的に可能であるとペロワ氏は信じた。

經濟史における中世後期の意義を考える場合、賃銀問題が最も重要であるが、これ程に捉え難い問題はなく、ダヴェネル、ルヴァツスール以來、本格的にこの問題に取組もうとした論者がなかつた。僅かにM・ブロックが擧げられるのみであつたが、その死によりこの領域には既に一人の専門家もなく、中世後期を扱つた種々な研究書のなかで少しばかり言及されるに過ぎなかつた。しかしこの問題は多くの他の問題に先んじて扱われる價值がある。不幸史料が餘りに散亂しているので、傾向的結論を出すことすら出来ない最も困難な問題の一つであつた。ペロワ氏の小論は、この問題に進もうとする研究者に基本的な注意を與えようという意圖の下に書かれたもので、殘存する出来るだけ多くの史料を涉獵する必要を強調することを忘れない。

中世末フランスの賃銀研究の上に留意すべき點として、ペロワ氏は次の三點を擧げる。

賃銀が契約される通貨の問題。通説に反して、「通貨の激變期は極く稀であつた」。ペロワ氏によれば、十四・五世紀を通じて通貨の目立つた不安定期は、百年戦争初期の一三三六年から四三年までの八年間、次は一三四九年から六〇年までの時期、最後は戦局がフランス側に最も不利であつた一四一五年から三〇年までであり、以上の三期間に限つて通貨が著しく不安定で、従つて賃銀の高騰は殆んど破局的であつた。特に一三四九年に賃銀は激しく高騰したが、決して勞働力の缺乏による實質賃銀の上昇ではなく、通貨の品位低下が斷行された結果で、従つて單なる名目賃銀の上昇であり、勞働者の生活向上を意味しない。十四・五世紀を通じ或る時期に賃銀の

急騰が起つたとすれば、それは上述の品位低下の三時期に限られ、従つて單なる名目賃銀の引上げであり、實質賃銀の上昇ではなかつた。しかもペロワ氏によれば、「通貨の非常な不安定期は、重要であつたけれども、賃銀の動きに恒久的に影響する程長引かなかつた」。しかし、上述の極端な變動期を除けば、通貨は追々に品位を切下げられていたのであり、一三三三年から一五〇〇年までの百五十年間に約五〇%の低下であつた。ただイギリスの場合と違い、「徐々でも少しも目立たなかつた」低下であつた點が特徴的であつたのである。通貨の問題について注意すべきは以上。

農村における賃銀。莊園記録は中世末にいたると多く残つていない。しかもイギリスにおける以上に廣範に莊園經濟はその時まで崩壊しており、大抵の直營地は貸出され、直營地で雇傭される勞働者については記録がない。ブートリッシュ教授の對象としたポルドー、ウォルフ氏の取上げたツールズ、またフルキン氏が計畫しているパリ周邊についてこれは眞實であつた。これら三つの地方において勞働者といへば、單に葡萄栽培のために領主に雇傭される勞働者に過ぎなかつた。従つて農村における賃銀の問題は、葡萄栽培に雇傭される勞働者の賃銀の問題であつた。ペロワ氏によれば、この點が特に重要。

例えばポルドーでは、葡萄栽培勞働者の賃銀が、十四世紀後半から十五世紀初頭にかけて上昇の傾向にあり、一三五〇年の四乃至五ペンスに對し、一四三〇年には九乃至一〇ペンスとなつた。事實一四一〇年と一四三〇年の間には急速な上昇が起つた。これはオルアン公の軍隊によつて起された破壊のために勞働市場が枯渇し、他

方領主の勞働力に對する要求が増大していたからであつた。

ボルドーについて到達したブートリッシュ教授の見解は全フランスには妥當しない。ツールーズに關するウォルフ氏の研究によれば、季節によつて勞銀は違つた。二月の刈込み、五月の耕耘は熟練勞働者によつてなされ、従つて高給であつた。秋の葡萄摘みは未熟練な勞働者によつた。これには婦人も動員され、賃銀は普通葡萄倉までの運搬に當る男子の半額であつた。しかし「主要な事實」は、ペロワ氏によれば、「これらすべての賃銀が全く變らなかつた」とであつた。ツールーズはボルドーのように勞働の不足を経験しなかつた。また「戦争の危険によるこの都市への農民の流入が、附近の葡萄園へ安くしかも絶えず勞働者を供給し續けた」。實にこのために、ペロワ氏に従えば、ツールーズにおいて「賃銀は全く變らなかつた」のであつた。

パリ周邊について。葡萄園での勞働に對する支拂は、ここでは、要求された仕事をなすことによつて一アルバン毎に若干額の支拂を受ける勞働者に對し、冬及び春の仕事のために葡萄園の一部を貸出すという方法によつた。この支拂額は領主により違つたが、十四世紀を通じて不變であつた。従つて前述した通貨の徐々の下落を考へるならば、賃銀の實質的低下と見なければならぬ。しかもこれらの仕事に従事する勞働者は、土地のない勞働者ではなく、領主の葡萄園の一部の貸付を受けることによつて、自己の經營による収入のほか副収入を得ることを考へる人々であつた。従つてこの人々の得ていた賃銀によつてその生活の程度を決定することは出来ない。農村における賃銀については以上の點に留意。

都市における賃銀。都市における勞働條件は、農村におけるそれと非常に違つた。勞働條件はまた職種により異なり、熟練の程度によつても相當の差異があつた。

都市勞働者の賃銀について記載した史料としては、第一に、自治體の内規が擧げられる。都市當局が賃銀を規制しようとする場合、多くの内規の制定を見た。内規は重要であるが、實行されなかつた。内規で規定された法定賃銀が守られたことは一般に少なく、勞働者が多ければ、規定の額を下廻る賃銀の支拂が行なわれた。例えばドゥエでは、内規の禁止するところであつたにも拘わらず、現物で支拂われた分が賃銀から差引かれた。内規に對する違反が餘りにも多く、例えばイーブルでは、賃銀の支拂は毎土曜に公會堂において勞働者の眼前で行なわれ、内規が守られるかどうか勞働者全員で監視すべきことが規定された程であつた。従つて自治體の内規は、勞働者の取得していた賃銀の實際を示さない。そこで語られているのは、飽くまでも法定賃銀であつた。

かかる史料の第二のものに、雇傭主が勞働者との間に取交わし、賃銀や義務を規定した私文書がある。これら私文書は公證人の手許に保存され、ラングドック、プロバンス等の南部諸州で最も頻繁に見出される。これらは、賃銀の支拂が年に四回もしくは一回の場合、衣食住を保證することによつて現金支拂が減せられる場合のあつたことを示している。しかし賃銀勞働の條件について知ることが出来ても、賃銀の一般的傾向をこれらによつて把握することは困難である。これら史料が公證人の手許に大量に残存しているとしても、賃銀に關する記録は多くはなく、例えば一三五〇年から一四五〇年までの

ウォルフ氏の研究が、ペロワ氏の考への正しさを支持する方向にあることは決して忘れられてはならない。
(渡邊 國廣)

ツールーズについて、ウォルフ氏は、賃銀契約書を千以上集めることに成功したが、そのうち本來の賃銀契約は僅か百で、他はいずれも徒弟契約であつた。しかも数少ない賃銀契約書も、同じ年に同じ雇傭主が同程度の技術を持つ二人の勞働者を違つた條件で採用していたというように餘りにも内容が區々で、そこから一般的傾向を知るには全く不向きであつた。

第三の史料としては、自治體の記録がある。しかしこれら史料の重大な缺陷は都市當局によつて雇傭される賃銀取得者に關する記述に限定されていることであつた。即ち主として家事奉公人・臨時雇・建築業とこれに關連ある業種例えば石工・大工・瓦職・屋根職人に關する賃銀であつた。都市における賃銀について注意すべきは以上の點。

中世末フランスの賃銀研究の諸前提として、ペロワ氏は、右の三點が特に留意されなければならないとした。そして従来まで、勞働力の不足が賃銀を上昇せしめた時代として把握されていたこの時期について、もしこれらの注意が守られ、また上述された史料について詳細な分析がなされるならば、知らるる如く、フランスについて「中世後期特に十四世紀は、黒死病による勞働市場の一時的混亂の後で、低くて安定した賃銀の時期であつた」という想定が可能ではなからうかとしている。ペロワ氏のかかる想定は、この時期を専ら勞働者黄金時代として扱えようとした通説に對する一つの反省であり、必ずしも決定的なものとして信じていたわけではなかつた。しかし最近における地方史研究の諸成果例えばマルカン氏によるリールの研究、ノルマンディについてのモラ氏の研究、ツールーズに關する